

令和5年12月13日

こども未来部こども家庭支援課

ベビーシッター利用支援事業の実施について

1 目的

未就学児を養育する保護者がベビーシッターによる一時保育サービスを利用した際、利用者の申請に基づき、その利用料の一部を補助することで、子育ての負担軽減を図るとともに、一時保育を利用しやすい環境を整備する。

2 対象者 江東区在住の未就学児を養育する保護者

※満6歳に達する年度の末日まで補助対象期間

3 補助内容

(1) 対象業務

東京都の認定するベビーシッター事業者が提供する一時保育サービスのうち純然たる保育サービス

※入会金やキャンセル料、おむつ代など、保育サービスに付随するものは補助対象外

(2) 対象時間

こども一人あたり144時間

※多胎児は一人あたり288時間

(3) 補助上限額

こども一人あたり

7時～22時までの利用分 2,500円/時間

22時～翌7時までの利用分 3,500円/時間

(4) 申請方法

①都認定事業者のベビーシッターサービスを利用（区への事前申請不要）

※事業者へベビーシッター利用支援事業を活用する旨を伝える

②利用後、事業者へ料金を支払う

③必要書類を揃えて事務局へ申請（郵送）※来年度より電子申請予定

④利用月の翌月末締めで申請を受け付け、受付の翌月末頃に補助金を口座に振り込む

(5) 対象期間

令和6年1月利用分から対象とする

4 事業委託

申請業務及びコールセンター等の事務を事業者に委託して実施する。

(1) 申請先（郵送先）

〒171-0014 豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル2階

パーソルワークスデザイン株式会社

江東区ベビーシッター申請受付事務局

(2) コールセンター（江東区ベビーシッター事業コールセンター）

平日9時～17時 電話番号0120-996-258

5 周知

①区報（12月11日号）

②ホームページ

③チラシ、ポスター

④SNS（江東区公式X（旧Twitter）、PIAZZA）

6 スケジュール（予定）

令和6年1月 4日 利用申請受付開始

コールセンター開設

2月29日 申請受付締切（初回）

3月末頃 補助金を申請者の口座に振り込み（初回）

※以降、申請を利用月の翌月末締め切りで受け付け、その翌月末に補助金を口座に振り込む